

『公職選挙法令集 令和7年版』

補正情報（新旧対照表）

改正法令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年6月4日政令第200号）

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和7年6月4日総務省令第57号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月4日法律第50号）

政治資金規正法（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年5月23日法律第41号）

第1版:2025年6月30日作成

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

TEL : 0120-203-694 / FAX : 0120-302-64

公職選挙法施行令

昭和25年 4 月20日政令第89号

改正法令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

令和 7 年 6 月 4 日政令第200号

令和 7 年 6 月 4 日 施行

【旧】

○ 公職選挙法施行令

〔昭和二十五年四月二十日号外
政令第八十九号〕

：

：

《略》

：

：

《略》

：

（通常葉書の作成の公営）

第百九条の七 法第百四十二条第十項（同項の通常・・・《略》・・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙・・・《略》・・・

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合
七円九十五銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十七万八千二百五十円と六円八十八銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、七円九十五銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請・・・《略》・・・
（ビラの作成の公営）

【新】

○ 公職選挙法施行令

〔昭和二十五年四月二十日号外
政令第八十九号〕

：

：

《略》

：

令和 七年 六月 四日号外政令第二〇〇号〔第八〇次改正〕

：

《略》

：

（通常葉書の作成の公営）

第百九条の七 法第百四十二条第十項（同項の通常・・・《略》・・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙・・・《略》・・・

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合
八円六十二銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 三十万七千七百円と七円四十六銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、八円六十二銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請・・・《略》・・・
（ビラの作成の公営）

【旧】

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第百四十二条第十項（同項のピラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」とあるのは「三十八万六千五百円と五円十八銭」と、同条第三項中「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と読み替えるものとする。

：

《略》

：

（選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営）

第百十条の二 法第百四十三条第十四項（同条第一・・《略》・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一当たりの作成単価（当該作成単価が五万六千六百十三円を超える場合には、

【新】

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第百四十二条第十項（同項のピラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「三十万七千七百円と七円四十六銭」とあるのは「四十一万九千円と五円六十二銭」と、同条第三項中「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と読み替えるものとする。

：

《略》

：

（選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営）

第百十条の二 法第百四十三条第十四項（同条第一・・《略》・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一当たりの作成単価（当該作成単価が六万三千三百七十九円を超える場合には、

【旧】

五万六千六百十三円）に当該特定立札及び看板の類の作成数（当該特定候補者を通じて法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第百四十三条第十四項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、五万六千六百十三円に特定立札及び看板の類の作成数（当該作成数が、法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請・・・《略》・・・（自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成・・・《略》・・・

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と

【新】

六万三千三百七十九円）に当該特定立札及び看板の類の作成数（当該特定候補者を通じて法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第百四十三条第十四項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、六万三千三百七十九円に特定立札及び看板の類の作成数（当該作成数が、法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請・・・《略》・・・（自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成・・・《略》・・・

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「五万八千百十四円」と

【旧】

、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第百十条の四 法第百四十三条第十四項（同項のポ・・・《略》・・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙・・・《略》・・・

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選・・・《略》・・・
イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である
場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十七円

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定め・・・《略》・・・

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選・・・《略》・・・

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項・・・《略》・・・

：

：

《略》

：

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営・・・《略》・・・

【新】

、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「五万八千四百十四円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第百十条の四 法第百四十三条第十四項（同項のポ・・・《略》・・・

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙・・・《略》・・・

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選・・・《略》・・・
イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である
場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 四十円

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定め・・・《略》・・・

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選・・・《略》・・・

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項・・・《略》・・・

：

：

《略》

：

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営・・・《略》・・・

【旧】

第二百五条の三 第一百条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百条の二第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

：

《略》

：

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第・・・《略》・・・

第三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の・・・《略》・・・

：

7 再選挙に第九条の七第二項及び第三項の規定・・・《略》・・・

8 再選挙に第九条の八において準用する第九・・・《略》・・・

9 再選挙に第一百条の三において読み替えて準用・・・《略》・・・

10 再選挙に第一百条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三十二条の三の二第一項の表法第四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同項第二号中「三十七円」とあ

【新】

第二百五条の三 第一百条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百条の二第二項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

：

《略》

：

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第・・・《略》・・・

第三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の・・・《略》・・・

：

7 再選挙に第九条の七第二項及び第三項の規定・・・《略》・・・

8 再選挙に第九条の八において準用する第九・・・《略》・・・

9 再選挙に第一百条の三において読み替えて準用・・・《略》・・・

10 再選挙に第一百条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三十二条の三の二第一項の表法第四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同項第二号中「四十円」とある

【旧】

るのは「三十七円と二十万二千四百九十円を第百三十二条の三の二第一項の表法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額」と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とあるのは「第百三十二条の三の二第一項の表法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

：
《略》
：

【新】

のは「四十円と二十一万九千五百四十円を第百三十二条の三の二第一項の表法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額」と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とあるのは「第百三十二条の三の二第一項の表法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

：
《略》
：

附 則〔令和七年六月四日政令第二〇〇号〕

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法施行規則

昭和25年 4 月20日総理府令第13号

改正法令

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

令和 7 年 6 月 4 日総務省令第57号

令和 7 年 6 月 4 日 施行

【旧】

○公職選挙法施行規則

〔昭和二十五年四月二十日号外
総理府令第十三号〕

$$\vdots$$

《略》

$$\vdots$$
$$\vdots$$

《略》

$$\vdots$$
$$\vdots$$

《略》

$$\vdots$$

圖 1

図 3

図 5

图7

图 9

圖11

図12

$$\vdots$$

【新】

○公職選舉法施行規則

〔昭和二十五年四月二十日号外
總理府令第十三号〕

$$\vdots$$

《略》

:

令和 七年 六月 四日号外総務省令第五七号〔第八八次改正〕

$$\vdots$$

《略》

$$\vdots$$

附 則〔令和七年六月四日総務省令第五七号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

$$\vdots$$

《略》

$$\vdots$$

圖 2

图 4

図 6

图 8

図10

圖11

図13

$$\vdots$$

図1 通常葉書作成証明書（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。

2 通常葉書作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、通常葉書作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚＋2,500枚×（当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）

ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
$$\frac{278,250円＋6円88銭\times（当該作成枚数－35,000）}{当該作成枚数}＝単価…1銭未満の端数は切上げ$$
 単価×当該作成枚数＝限度額

図21 通常葉書作成証明書（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。

2 通常葉書作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、通常葉書作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚＋2,500枚×（当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）

ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
$$\frac{301,700円＋7円46銭\times（当該作成枚数－35,000）}{当該作成枚数}＝単価…1銭未満の端数は切上げ$$
 単価×当該作成枚数＝限度額

紙川十く申選証のく（しひせ登福冊の登証）（紙十ヤ衆のヤ選選）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、ビラ作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 70,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 100,000枚＋15,000枚×（当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 250,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{386,500円+5円18銭\times（当該作成枚数-50,000）}{当該作成枚数}=単価\cdots 1銭未満の端数は切上げ$$
単価×当該作成枚数＝限度額

紙に十く中選区（にの半区選出議員の選挙）（紙十ヤ条のヤ選区）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿掲載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ビラ作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙

70,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙

100,000枚＋15,000枚×（当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

ハ 参議院比例代表選出議員の選挙

250,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円＋5円62銭×（当該作成枚数－50,000）

当該作成枚数

＝単価…1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第一法規

【改正後】 図4 / 第二十八号様式の八

6頁

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2立札・看板作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

41人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)数

設置することができる選挙事務所の数×3

(2)限度額

56,613円×確認された作成数

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2立札・看板作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

41人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)数

設置することができる選挙事務所の数×3

(2)限度額

61,379円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1

この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2

立札・看板作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4

1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)

数

4（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8）

(2)

限度額

53,601円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1

この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2

立札・看板作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

4

1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)

数

4（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8）

(2)

限度額

58,114円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1

この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2

立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。

4

1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)

数 5（参議院合同選挙区選挙にあつては10）

(2)

限度額

40,954円×確認された作成数

第一法規

【改正前】 図9 / 第二十八号様式の九

11 頁

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

1

この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2

立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。

4

1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)

数 5（参議院合同選挙区選挙にあつては10）

(2)

限度額

44,403円×確認された作成数

第一法規

【改正後】 図 1 0 / 第二十八号様式の九

12 頁

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第三十七条の七関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

1

この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2

ポスター作成業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ポスター作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
- イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚
- ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 70,000枚
- (2) 限度額
- イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
- (イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
- $$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
- 単価×確認された作成枚数＝限度額
- (ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
- $$\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
- 単価×確認された作成枚数＝限度額
- ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 37円（単価）×確認された作成枚数＝限度額
- 5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ポスター作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
- イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚
- ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 70,000枚
- (2) 限度額
- イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
- (イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
- $$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
- 単価×確認された作成枚数＝限度額
- (ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
- $$\frac{316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
- 単価×確認された作成枚数＝限度額
- ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 40円（単価）×確認された作成枚数＝限度額
- 5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

	【旧】		【新】
	《略》		《略》
	:		:
図14		図14	
	:		:
図15		図15	
図16		図16	
図17		図17	
図18		図19	
図20		図20	
図21		図21	
図22		図23	
図24		図24	
図25		図25	
図26		図27	
図28		図28	
図29		図29	
図30		図31	
図32		図32	
図33		図33	
図34		図35	
図36		図36	
図37		図37	
図38		図39	
図40		図40	
図41		図41	
図42		図42	
	:		:

様式第二十号（請求書の様式）（第十七条の八関係）

その一

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計) 欄又は(ロ)の(計) 欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
何年何月何日	円	12,500円	円	
何年何月何日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その二

請 求 書

(通常葉書の作成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7 円95銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
- 278,250円 + 6 円88銭 × (当該作成枚数 - 35,000)

当 該 作 成 枚 数

… 1 銭未満の端数は切上げ
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 8 円62銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
- 301,700円 + 7 円46銭 × (当該作成枚数 - 35,000) ... 1 銭未満の端数は切上げ

当 該 作 成 枚 数
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その三

請 求 書

(ビラの作成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7 円73銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
- 386,500円 + 5 円18銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当 該 作 成 枚 数

..... 1 銭未満の端数は切上げ
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8 円38銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
- 419,000円 + 5 円62銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当 該 作 成 枚 数

..... 1 銭未満の端数は切上げ
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その四

請 求 書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 56,613		円	円		円	

備考

- 1
- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2
- (C)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3
- (H)欄には、(E)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 61,379		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (C)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その五

請 求 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 53,601		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (C)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(E)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 58,114		円	円		円	

備考

- 1
- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その六

請 求 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書									
作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 40,954		円	円		円	

備考

- 1
- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2
- (C)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3
- (H)欄には、(E)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 44,403		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (C)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その七

請 求 書
(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4 第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書										
選挙区における ポスター掲示場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 37円

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 第一法規
- 【改正前】 図 3 8 / 第二十八号様式の十二
- 41 頁

(別紙)

請 求 内 訳 書										
選挙区における ポスター掲示場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円＋586円88銭×ポスター掲示場数

..... 1 円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316,250円＋293,440円＋30円73銭×（ポスター掲示場数－500）

..... 1 円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 40円

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 第一法規
- 【改正後】 図 3 9 / 第二十八号様式の十二
- 42 頁

その八

請 求 書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙（何都道府県）
- 4 候補者届出政党の名称
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(1) 録音の場合

録 音 の 種 類	録音単価 (A)	録音基準 限 度 額 (B)	複 製 数	複製金額 (C)	複製基準 限 度 額 (D)	請 求 金 額			備 考
						録音に要した金 額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

- 1 「録音の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録 画 の 種 類	録画単価 (A)	録画基準 限 度 額 (B)	複 製 数	複製金額 (C)	複製基準 限 度 額 (D)	請 求 金 額			備 考
						録画に要した金 額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

- 1 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

その九

請 求 書
(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日
都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙 (何都道府県)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

昭和25年 5 月15日法律第179号

改正法令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

令和 7 年 6 月 4 日法律第50号

令和 7 年 6 月 4 日 施行

【旧】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

〔昭和二十五年五月十五日
法律第七十九号〕

：

：

《略》

：

：

《略》

：

【新】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

〔昭和二十五年五月十五日
法律第七十九号〕

：

：

《略》

：

令和 七年 六月 四日号外法律第五〇号（第二次改正）

：

《略》

：

【旧】

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村 投票日 票区の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	休	平	休	平	休	日
五 百 人 未 満	円 一四四、七九三	円 二三二、九七三	円 一一三、五六三	円 二〇一、七四三	円 一一三、五六三	円 二〇一、七四三	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	円 一五六、〇四七	円 二六六、二七二	円 一二九、五四一	円 二一七、七二一	円 一二五、二三七	円 二三五、四六二	
千 人 以 上 二 千 人 未 満	円 二一一、六三八	円 三四三、九〇八	円 一九六、〇二三	円 三二八、二九三	円 一六七、七七六	円 三二二、〇九一	
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	円 二三五、五八一	円 三六七、八五一	円 二〇四、三五一	円 三三六、六二一	円 一八七、七七八	円 三六四、一三八	
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	円 二五九、九四四	円 三九二、二一四	円 二二三、九九〇	円 三七八、三〇五	円 二一一、七二一	円 三八八、〇八一	
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	円 二九一、七五八	円 四四六、〇七三	円 二七七、五八六	円 四九八、〇三六	円 二六六、〇四三	円 五〇八、五三八	
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	円 三三五、四七一	円 五五五、九二一	円 三二一、二九九	円 六〇七、八八四	円 三〇五、〇〇六	円 五九一、五九一	
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	円 三七八、七九五	円 六二一、二九〇	円 三五九、八九九	円 六九〇、五七四	円 三四〇、〇二八	円 六九二、七四八	

【新】

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

【旧】

二 万 人 以 上	四〇二、一四三	六八八、七二八	三八三、二四七	七五八、〇一二	三六三、三七六	七六〇、一八六
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

【新】

区市町村 投票日 ¹ 投票区 の選挙 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一五六、五五九	二四四、八五五	一二一、六六九	二〇九、九六五	一二一、六六九	二〇九、九六五
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一六七、八五九	二七八、二二九	一三九、五〇八	二二七、八〇四	一三三、三八九	二四三、七五九
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二二八、三〇二	三六〇、七四六	二一〇、八五七	三四三、三〇一	一七七、九八九	三三二、五〇七
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	二五五、〇五一	三八七、四九五	二二〇、一六一	三五二、六〇五	一九九、〇一三	三七五、六〇五
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二八二、二二〇	四一四、六六四	二四〇、七九一	三九五、三〇九	二二五、七六二	四〇二、三五四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	三一六、〇五一	四七〇、五六九	二九六、四三三	五一七、一七四	二八二、一九二	五二五、〇〇六
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	三六〇、九〇八	五八一、六四八	三四一、二九一	六二八、二五三	三二三、〇七七	六一〇、〇三九
一 万 五 千 人 以 上	四〇七、九三八	六五〇、七五二	三八一、七八二	七一二、八九二	三五八、二三六	七一一、四二〇

【旧】

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を・・・《略》・・・

区市町村 投票日 ¹ 投票区 の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	平	日 休	平	日 休	日
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	四八、二七〇	一三六、四五〇	四八、二七〇	一三六、四五〇	四八、二七〇	一三六、四五〇	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	五九、一六一	一六九、三八六	四八、二七〇	一三六、四五〇	五九、一六一	一六九、三八六	
千 人 以 上 二 千 人 未 満	七二、四〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	八三、二九六	二三七、六一一	
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	七二、四〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	九四、一八七	二七〇、五四七	
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	七二、四〇五	二〇四、六七五	八三、二九六	二三七、六一一	九四、一八七	二七〇、五四七	
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	八五、六四九	二三九、九六四	一一八、三二二	三三八、七七二	一二九、二一三	三七一、七〇八	
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	一一八、三二二	三三八、七七二	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一五〇、九九五	四三七、五八〇	

【新】

二 万 人 未 満						
二 万 人 以 上	四三一、三七七	七一八、三三九	四〇五、二二一	七八〇、四七九	三八一、六七六	七七九、〇〇八

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を・・・《略》・・・

【旧】

一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	一二九、二一三	三七一、七〇八	一七二、七七七	五〇三、四五二	一八三、六六八	五三六、三八八
二 万 人 以 上	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一九四、五五九	五六九、三二四	二〇五、四五〇	六〇二、二六〇

【新】

区市町村 投票日 投票区 の選挙 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	四八、三三六	一三六、六三二	四八、三三六	一三六、六三二	四八、三三六	一三六、六三二
五 百 人 以 上 千 人 未 満	五九、二四二	一六九、六一二	四八、三三六	一三六、六三二	五九、二四二	一六九、六一二
千 人 以 上 二 千 人 未 満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三一六	二七〇、九〇八
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八	九四、三一六	二七〇、九〇八
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	八五、七六六	二四〇、二八四	一一八、四八四	三三九、二二四	一二九、三九〇	三七二、二〇四
一 万 人 以 上	一一八、四八四	三三九、二二四	一五一、二〇二	四三八、一六四	一五一、二〇二	四三八、一六四

【旧】

3 第一項の投票所で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時・・・《略》・・・

区市町村 投票日 票区の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	休	平	休	平	休	
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一三、四五五	一四、一五五	一一、三七三	一二、〇七三	一一、三七三	一二、〇七三	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一五、六三三	一六、五〇八	一二、四一四	一三、一一四	一三、五五一	一四、四二六	
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一八、八五二	一九、九〇二	一七、八一―	一八、八六一	一七、九〇七	一九、一三二	
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一九、八九三	二〇、九四三	一七、八一―	一八、八六一	二〇、〇八五	二一、四八五	
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二〇、九三四	二一、九八四	一九、九八九	二一、二一四	二一、一二六	二二、五二六	
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	二三、一一二	二四、三三七	二六、五二三	二八、二七三	二七、六六〇	二九、五八五	

【新】

一 万 五 千 人 未 満						
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	一二九、三九〇	三七二、二〇四	一七三、〇一四	五〇四、一二四	一八三、九二〇	五三七、一〇四
二 万 人 以 上	一五一、二〇二	四三八、一六四	一九四、八二六	五七〇、〇八四	二〇五、七三二	六〇三、〇六四

3 第一項の投票所で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時・・・《略》・・・

【旧】						
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	二九、六四六	三一、三九六	三三、〇五七	三五、三三二	三三、〇五七	三五、三三二
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三三、九〇六	三五、八三一	三八、四五四	四一、〇七九	三九、五九一	四二、三九一
二 万 人 以 上	三八、二六二	四〇、五三七	四二、八一〇	四五、七八五	四三、九四七	四七、〇九七

【新】						
区市町村 投票日 投票区 の選挙 票区の数 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一四、〇七三	一四、七七三	一一、七四七	一二、四四七	一一、七四七	一二、四四七
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一六、二五四	一七、一二九	一二、九一〇	一三、六一〇	一三、九二八	一四、八〇三
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一九、五九八	二〇、六四八	一八、四三五	一九、四八五	一八、二九〇	一九、五一五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	二〇、七六一	二一、八一	一八、四三五	一九、四八五	二〇、四七一	二一、八七一
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二一、九二四	二二、九七四	二〇、六一六	二一、八四一	二一、六三四	二三、〇三四
五 千 人 以 上	二四、一〇五	二五、三三〇	二七、一五九	二八、九〇九	二八、一七七	三〇、一〇二

【旧】

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻・・・《略》・・・

区市町村 投票日 票区の選挙 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
五 百 人 未 満	円 八、七一二	円 九、四一二	円 八、七一二	円 九、四一二	円 八、七一二	円 九、四一二
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一〇、八九〇	一一、七六五	八、七一二	九、四一二	一〇、八九〇	一一、七六五
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一三、〇六八	一四、一一八	一五、二四六	一六、四七一
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一三、〇六八	一四、一一八	一七、四二四	一八、八二四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一五、二四六	一六、四七一	一七、四二四	一八、八二四

【新】

一 万 人 未 満						
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	三〇、六四八	三二、三九八	三三、七〇二	三五、九七七	三三、七〇二	三五、九七七
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三五、一五五	三七、〇八〇	三九、二二七	四一、八五二	四〇、二四五	四三、〇四五
二 万 人 以 上	三九、五一七	四一、七九二	四三、五八九	四六、五六四	四四、六〇七	四七、七五七

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻・・・《略》・・・

【旧】						
五千人以上 一万未満	一五、二四六	一六、四七一	二一、七八〇	二三、五三〇	二三、九五八	二五、八八三
一万人以上 一万五千人未満	二一、七八〇	二三、五三〇	二八、三一四	三〇、五八九	二八、三一四	三〇、五八九
一万五千人以上 二万人未満	二三、九五八	二五、八八三	三二、六七〇	三五、二九五	三四、八四八	三七、六四八
二万人以上	二八、三一四	三〇、五八九	三七、〇二六	四〇、〇〇一	三九、二〇四	四二、三五四

【新】

区市町村 投票日 ¹ 投 票区の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	平	日 休	平	日 休	日
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	八、七二四	九、四二四	八、七二四	九、四二四	八、七二四	九、四二四	九、四二四
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一〇、九〇五	一一、七八〇	八、七二四	九、四二四	一〇、九〇五	一一、七八〇	一一、七八〇
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一五、二六七	一六、四九二	一六、四九二
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八	一八、八四八
三 千 人 以 上	一三、〇八六	一四、一三六	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八	一八、八四八

【旧】

【新】

5 参议院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村 投票日 ¹ 投 票区 ² の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一三六、四六五	二二四、六四五	一〇五、二三五	一九三、四一五	一〇五、二三五	一九三、四一五	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一四七、七一九	二五七、九四四	一二一、二一三	二〇九、三九三	一一六、九〇九	二二七、一三四	
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二〇三、三一〇	三三五、五八〇	一八七、六九五	三一九、九六五	一五九、四四八	三一三、七六三	
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	二二七、二五三	三五九、五二三	一九六、〇二三	三二八、二九三	一七九、四五〇	三五五、八一〇	

5 参议院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

五 千 人 未 満						
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	一五、二六七	一六、四九二	二一、八一〇	二三、五六〇	二三、九九一	二五、九一六
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	二一、八一〇	二三、五六〇	二八、三五三	三〇、六二八	二八、三五三	三〇、六二八
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	二三、九九一	二五、九一六	三二、七一五	三五、三四〇	三四、八九六	三七、六九六
二 万 人 以 上	二八、三五三	三〇、六二八	三七、〇七七	四〇、〇五二	三九、二五八	四二、四〇八

【旧】						
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二五一、九七九	三八四、二四九	二一六、〇二五	三七〇、三四〇	二〇三、五七四	三七九、九三四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	二七五、一〇二	四二九、四一七	二六〇、九三〇	四八一、三八〇	二四九、三八七	四九一、八八二
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	三一八、八一五	五三九、二六五	三〇四、六四三	五九一、二二八	二八八、三五〇	五七四、九三五
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三六二、一三九	六〇四、六三四	三四三、二四三	六七三、九一八	三二三、三七二	六七六、〇九二
二 万 人 以 上	三八五、四八七	六七二、〇七二	三六六、五九一	七四一、三五六	三四六、七二〇	七四三、五三〇

【新】						
区市町村 投票日 投票区 の選挙 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	円	円	円	円	円	円
	五 百 人 未 満	一四七、二五五	二三五、五五一	一一二、三六五	二〇〇、六六一	一一二、三六五
	五 百 人 以 上 千 人 未 満	一五八、五五五	二六八、九二五	一三〇、二〇四	二一八、五〇〇	一二四、〇八五
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二一八、九九八	三五一、四四二	二〇一、五五三	三三三、九九七	一六八、六八五	三二三、二〇三
二 千 人 以 上	二四五、七四七	三七八、一九一	二一〇、八五七	三四三、三〇一	一八九、七〇九	三六六、三〇一

【旧】

【新】

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を・・・《略》・・・

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を・・・《略》・・・

F

区市町村 投票日 投票区 の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	日 平	日 休	日 平	日 休	日
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	四八、二七〇	一三六、四五〇	四八、二七〇	一三六、四五〇	四八、二七〇	一三六、四五〇	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	五九、一六一	一六九、三八六	四八、二七〇	一三六、四五〇	五九、一六一	一六九、三八六	
千 人 以 上 二 千 人 未 満	七二、四〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	八三、二九六	二三七、六一一	

三 千 人 未 満						
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二七二、九一六	四〇五、三六〇	二三一、四八七	三八六、〇〇五	二一六、四五八	三九三、〇五〇
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	二九七、四四三	四五一、九六一	二七七、八二六	四九八、五六六	二六三、五八四	五〇六、三九八
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	三四二、三〇〇	五六三、〇四〇	三二二、六八三	六〇九、六四五	三〇四、四六九	五九一、四三一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三八九、三三〇	六三二、一四四	三六三、一七四	六九四、二八四	三三九、六二八	六九二、八一二
二 万 人 以 上	四一二、七六九	六九九、七三一	三八六、六一三	七六一、八七一	三六三、〇六八	七六〇、四〇〇

【旧】						
二千人以上 三千人未満	七二、四〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	九四、一八七	二七〇、五四七
三千人以上 五千人未満	七二、四〇五	二〇四、六七五	八三、二九六	二三七、六一一	九四、一八七	二七〇、五四七
五千人以上 一万人未満	八五、六四九	二三九、九六四	一一八、三二二	三三八、七七二	一二九、二一三	三七一、七〇八
一万人以上 一万五千人未満	一一八、三二二	三三八、七七二	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一五〇、九九五	四三七、五八〇
一万五千人以上 二万人未満	一二九、二一三	三七一、七〇八	一七二、七七七	五〇三、四五二	一八三、六六八	五三六、三八八
二万人以上	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一九四、五五九	五六九、三二四	二〇五、四五〇	六〇二、二六〇

【新】						
区市町村 投票日 投票区 の選挙 人数	区		市		町	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
	円		円		円	
	五百人未満	四八、三三六 一三六、六三二	四百八、三三六 一三六、六三二	四百八、三三六 一三六、六三二	四百八、三三六 一三六、六三二	四百八、三三六 一三六、六三二
五百人以上 千人未満	五九、二四二	一六九、六一二	四百八、三三六	一三六、六三二	五九、二四二	一六九、六一二
千人以上	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八

【旧】

【新】

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じ・・・《略》・・・

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じ・・・《略》・・・

区市町村 投票日 票区の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	日 平	日 休	日 平	日 休	日
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一三、四五五	一四、一五五	一一、三七三	一二、〇七三	一一、三七三	一二、〇七三	
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一五、六三三	一六、五〇八	一二、四一四	一三、一一四	一三、五五一	一四、四二六	

二 千 人 未 満							
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三一六	二七〇、九〇八	
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八	九四、三一六	二七〇、九〇八	
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	八五、七六六	二四〇、二八四	一一八、四八四	三三九、二二四	一二九、三九〇	三七二、二〇四	
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	一一八、四八四	三三九、二二四	一五一、二〇二	四三八、一六四	一五一、二〇二	四三八、一六四	
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	一二九、三九〇	三七二、二〇四	一七三、〇一四	五〇四、一二四	一八三、九二〇	五三七、一〇四	
二 万 人 以 上	一五一、二〇二	四三八、一六四	一九四、八二六	五七〇、〇八四	二〇五、七三二	六〇三、〇六四	

【旧】						
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一八、八五二	一九、九〇二	一七、八一―	一八、八六一	一七、九〇七	一九、一三二
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一九、八九三	二〇、九四三	一七、八一―	一八、八六一	二〇、〇八五	二一、四八五
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二〇、九三四	二一、九八四	一九、九八九	二一、二一四	二一、一二六	二二、五二六
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	二三、一一二	二四、三三七	二六、五二三	二八、二七三	二七、六六〇	二九、五八五
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	二九、六四六	三一、三九六	三三、〇五七	三五、三三二	三三、〇五七	三五、三三二
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三三、九〇六	三五、八三一	三八、四五四	四一、〇七九	三九、五九一	四二、三九一
二 万 人 以 上	三八、二六二	四〇、五三七	四二、八一〇	四五、七八五	四三、九四七	四七、〇九七

【新】						
区市町村 投票日 投票区 の選挙 票区 人の数	区		市		町 村	
	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	一四、〇七三	一四、七七三	一一、七四七	一二、四四七	一一、七四七	一二、四四七
五 百 人 以 上	一六、二五四	一七、一二九	一二、九一〇	一三、六一〇	一三、九二八	一四、八〇三

【旧】

【新】

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻・・・《略》・・・

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻・・・《略》・・・

F

区市町村 投票日 投票区 の選挙 人の数	区		市		町		村
	平	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日
	円	円	円	円	円	円	円
五 百 人 未 満	八、七一	二 九、四一	二 八、七一	二 九、四一	二 八、七一	二 九、四一	

千 人 未 満						
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一九、五九八	二〇、六四八	一八、四三五	一九、四八五	一八、二九〇	一九、五一五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	二〇、七六一	二一、八一	一八、四三五	一九、四八五	二〇、四七一	二一、八七一
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	二一、九二四	二二、九七四	二〇、六一六	二一、八四一	二一、六三四	二三、〇三四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	二四、一〇五	二五、三三〇	二七、一五九	二八、九〇九	二八、一七七	三〇、一〇二
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	三〇、六四八	三二、三九八	三三、七〇二	三五、九七七	三三、七〇二	三五、九七七
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	三五、一五五	三七、〇八〇	三九、二二七	四一、八五二	四〇、二四五	四三、〇四五
二 万 人 以 上	三九、五一七	四一、七九二	四三、五八九	四六、五六四	四四、六〇七	四七、七五七

【旧】						
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一〇、八九〇	一一、七六五	八、七一二	九、四一二	一〇、八九〇	一一、七六五
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一三、〇六八	一四、一一八	一五、二四六	一六、四七一
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一三、〇六八	一四、一一八	一七、四二四	一八、八二四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	一三、〇六八	一四、一一八	一五、二四六	一六、四七一	一七、四二四	一八、八二四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	一五、二四六	一六、四七一	二一、七八〇	二三、五三〇	二三、九五八	二五、八八三
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	二一、七八〇	二三、五三〇	二八、三一四	三〇、五八九	二八、三一四	三〇、五八九
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	二三、九五八	二五、八八三	三二、六七〇	三五、二九五	三四、八四八	三七、六四八
二 万 人 以 上	二八、三一四	三〇、五八九	三七、〇二六	四〇、〇〇一	三九、二〇四	四二、三五四

【新】						
区市町村						
投票日 投票区 の 数	区		市		町 村	
	平	休	平	休	平	休
	円	円	円	円	円	円

【旧】

- 9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事・・・《略》・・・
一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千三百七十八円
二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千三百四十円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事・・・《略》・・・
一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千五百九十八円
二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千五百六十円
- 11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票・・・《略》・・・

【新】

五 百 人 未 満	八、七二四	九、四二四	八、七二四	九、四二四	八、七二四	九、四二四
五 百 人 以 上 千 人 未 満	一〇、九〇五	一一、七八〇	八、七二四	九、四二四	一〇、九〇五	一一、七八〇
千 人 以 上 二 千 人 未 満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一五、二六七	一六、四九二
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	一三、〇八六	一四、一三六	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	一五、二六七	一六、四九二	二一、八一〇	二三、五六〇	二三、九九一	二五、九一六
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	二一、八一〇	二三、五六〇	二八、三五三	三〇、六二八	二八、三五三	三〇、六二八
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	二三、九九一	二五、九一六	三二、七一五	三五、三四〇	三四、八九六	三七、六九六
二 万 人 以 上	二八、三五三	三〇、六二八	三七、〇七七	四〇、〇五二	三九、二五八	四二、四〇八

- 9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事・・・《略》・・・
一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千四百五十六円
二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千四百二十二円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事・・・《略》・・・
一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千六百七十七円
二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千六百四十四円
- 11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票・・・《略》・・・

【旧】

- 12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千八十九円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千百七十八円、二級地にあつては千九百十七円、三級地にあつては千八百六十二円、四級地にあつては千五百三円をそれぞれ加算するものとする。
- 13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表・・・《略》・・・

【新】

- 12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千三百五十三円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千七百六円、二級地にあつては二千三百八十一円、三級地にあつては二千三百十四円、四級地にあつては千八百六十七円をそれぞれ加算するものとする。
- 13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表・・・《略》・・・

【旧】

（共通投票所経費）

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

- 2 共通投票所については、当該共通投票所を設け・・・《略》・・・
- 3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理・・・《略》・・・
- 4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務・・・《略》・・・

：

（期日前投票所経費）

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

- 2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

- 3 期日前投票所については、当該期日前投票所を・・・《略》・・・
- 4 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管・・・《略》・・・
- 5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投・・・《略》・・・

：

（開票所経費）

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場・・・《略》・・・

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数		

【新】

（共通投票所経費）

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万九千三百円とする。

- 2 共通投票所については、当該共通投票所を設け・・・《略》・・・
- 3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理・・・《略》・・・
- 4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務・・・《略》・・・

：

（期日前投票所経費）

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万四千六百円を乗じて得た額とする。

- 2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、三千九円を加算する。

- 3 期日前投票所については、当該期日前投票所を・・・《略》・・・
- 4 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管・・・《略》・・・
- 5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投・・・《略》・・・

：

（開票所経費）

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場・・・《略》・・・

【旧】		
	円	円
千 人 未 満	二四六、〇四四	二五〇、二二〇
千 人 以 上 二 千 人 未 満	三五一、二五四	三五七、七七九
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四六五、八五〇	四七四、七二四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五七一、四六七	五八二、六九〇
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七九一、六九四	八〇七、六一五
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	九二九、八八二	九四八、六七四
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三 万 人 以 上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八

【新】

【旧】

【新】

投票の翌日 開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	円 二五三、九七一	円 二五八、一六三
千人以上 二千人未満	三五九、五九三	三六六、一四三
二千人以上 三千人未満	四七五、八四四	四八四、七五二
三千人以上 五千人未満	五八一、八七三	五九三、一三九
五千人以上 一万人未満	六九八、四九九	七一二、一二三
一万人以上 一万五千人未満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一万五千人以上 二万人未満	九四四、〇九九	九六二、九六三

【旧】

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・・《略》・・・

投票の翌 日 開票区の 選挙人の 数	平 日	休 日
	円	円
千 人 未 満	一八一、二三二	一八五、四〇八
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二八三、一七五	二八九、七〇〇
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	三八五、一一八	三九三、九九二
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四八七、〇六一	四九八、二八四
五 千 人 以 上	五八九、〇〇四	六〇二、五七六

【新】

二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三 万 人 以 上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・・《略》・・・

【旧】		
一 万 人 未 満		
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六九〇、九四七	七〇六、八六八
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八一五、五四四	八三四、三三六
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	九七四、一二二	九九六、五六八
三 万 人 以 上	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

【新】		
投票の翌日 開票区の選挙人の数	平 日	休 日
	円	円
千 人 未 満	一八一、四七二	一八五、六六四
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
二 千 人 以 上	三八五、六二八	三九四、五三六

【旧】

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合に・・・《略》・・・

開票区の 選挙人の 数	投票の翌 日	平 日	休 日
		円	円

【新】

三 千 人 未 満		
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四八七、七〇六	四九八、九七二
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	五八九、七八四	六〇三、四〇八
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六九一、八六二	七〇七、八四四
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八一六、六二四	八三五、四八八
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	九七五、四一二	九九七、九四四
三 万 人 以 上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合に・・・《略》・・・

【新】

	投票の翌	平	日	休	日
--	------	---	---	---	---

【旧】

【新】

日 開票区の 選挙人の 数		
	円	円
千 人 未 満	二六二、三五五	二六六、五三一
千 人 以 上 二 千 人 未 満	三七二、六九三	三七九、二一八
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四九三、六六〇	五〇二、五三四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	六〇四、四〇五	六一五、六二八
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	七二五、七四七	七三九、三一九
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	八三六、一四〇	八五二、〇六一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
二 万 人 以 上	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇

【旧】

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・・《略》・・・

投票の翌日 開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	円 一八九、六〇〇	円 一九三、七七六
千人以上 二千人未満	二九六、二五〇	三〇二、七七五
二千人以上 三千人未満	四〇二、九〇〇	四一一、七七四
三千人以上 五千人未満	五〇九、五五〇	五二〇、七七三
五千人以上 一万人未満	六一六、二〇〇	六二九、七七二

【新】

三万人未満		
三万人以上	一、三一、九二六	一、三三六、一九九

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・・《略》・・・

【旧】		
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七二二、八五〇	七三八、七七一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八五三、二〇〇	八七一、九九二
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六
三 万 人 以 上	一、一〇二、〇五〇	一、一二六、三二三

【新】		
投票の翌日 開票区の選挙人の数	平 日	休 日
千 人 未 満	円 一八九、八五六	円 一九四、〇三二
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二九六、六五〇	三〇三、一七五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四〇三、四四四	四一二、三一八

【旧】

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において・・・《略》・・・

開票日の 選挙人の 数	開票日	平	日	休	日
		円		円	
	千 人 未 満	六四、八一二		二三四、一八八	

【新】

三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五一〇、二三八	五二一、四六一
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	六一七、〇三二	六三〇、六〇四
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七二三、八二六	七三九、七四七
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八五四、三五二	八七三、一四四
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
三 万 人 以 上	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一一

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において・・・《略》・・・

【旧】		
千 人 以 上 二 千 人 未 満	六八、〇七九	三三二、七二九
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	八〇、七三二	四四〇、六五六
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	八四、四〇六	五三九、六〇四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	九七、四二五	六四七、八九七
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	一〇〇、七四七	七四六、四九三
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	一一四、三三八	八七六、五三〇
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一二五、三八三	一、〇三五、七七九
三 万 人 以 上	一八七、〇五四	一、一七一、五五二

【新】		
開票日の 選挙人の 数	開票日	平日休日

【旧】

【新】

	円	円
千 人 未 満	七二、四九九	二四二、一一五
千 人 以 上 二 千 人 未 満	七六、〇四三	三四一、〇六八
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	九〇、二一六	四五〇、六五〇
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	九四、一六七	五五〇、〇一〇
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	一〇八、七一五	六五九、九六七
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	一一二、三一四	七五八、九七五
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	一二七、四七五	八九〇、七四七
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一三九、六三八	一、〇五一、三二四
三 万 人 以 上	二〇八、三八八	一、一九四、二八一

【旧】

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、・・・《略》・・・

開票区の選挙人の数	金額
	円
千人未満	一六九、三七六
千人以上 二千人未満	二六四、六五〇
二千人以上 三千人未満	三五九、九二四
三千人以上 五千人未満	四五五、一九八
五千人以上 一万人未満	五五〇、四七二
一万人以上 一万五千人未満	六四五、七四六
一万五千人以上 二万人未満	七六二、一九二
二万人以上 三万人未満	九一〇、三九六

【新】

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、・・・《略》・・・

三 万 人 以 上	九八四、四九八
-----------	---------

開票区の選挙人の数	金
千 人 未 満	一六九、六一六
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二六五、〇二五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	三六〇、四三四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四五五、八四三
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	五五一、二五二
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六四六、六六一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	七六三、二七二

【旧】

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合に・・・《略》・・・

投票の翌日 開票区の選挙人の数	平日	休日
	円	円
千人未満	二四六、〇四四	二五〇、二二〇
千人以上 二千人未満	三五一、二五四	三五七、七七九
二千人以上 三千人未満	四六五、八五〇	四七四、七二四
三千人以上 五千人未満	五七一、四六七	五八二、六九〇
五千人以上 一万人未満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一

【新】

二万人以上 三万人未満	九一一、六八六
三万人以上	九八五、八九三

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合に・・・《略》・・・

【旧】		
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七九一、六九四	八〇七、六一五
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	九二九、八八二	九四八、六七四
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三 万 人 以 上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八

【新】		
投票の翌日 開票区の 選挙人の 数	平 日	休 日
	円	円
千 人 未 満	二五三、九七一	二五八、一六三
千 人 以 上 二 千 人 未 満	三五九、五九三	三六六、一四三
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四七五、八四四	四八四、七五二

【旧】

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・《略》・・

投票の翌日 開票区の 選挙人の 数	平	休
	日	日
	円	円

【新】

三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五八一、八七三	五九三、一三九
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	六九八、四九九	七一二、一二三
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	九四四、〇九九	九六二、九六三
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三 万 人 以 上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・《略》・・

【旧】		
千 人 未 満	一八一、二三二	一八五、四〇八
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二八三、一七五	二八九、七〇〇
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	三八五、一一八	三九三、九九二
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四八七、〇六一	四九八、二八四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	五八九、〇〇四	六〇二、五七六
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六九〇、九四七	七〇六、八六八
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八一五、五四四	八三四、三三六
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	九七四、一二二	九九六、五六八
三 万 人 以 上	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

【新】			
	投票の翌 日	平	日 休 日

【旧】

【新】

開票区の 選挙人の 数		
	円	円
千 人 未 満	一八一、四七二	一八五、六六四
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	三八五、六二八	三九四、五三六
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四八七、七〇六	四九八、九七二
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	五八九、七八四	六〇三、四〇八
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六九一、八六二	七〇七、八四四
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八一六、六二四	八三五、四八八
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	九七五、四一二	九九七、九四四

【旧】

9 参议院議員選挙の投票が休日に行われる場合に・・・《略》・・・

投票の翌日 開票区の 選挙人の 数	平 日	休 日
	円	円
千 人 未 満	二五四、四一二	二五八、五八八
千 人 以 上 二 千 人 未 満	三六四、三二九	三七〇、八五四
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四八三、六三二	四九二、五〇六
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五九三、九五六	六〇五、一七九
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	七一三、六二五	七二七、一九七
一 万 人 以 上	八二三、五九七	八三九、五一八

【新】

三 万 人 以 上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二
-----------	-----------	-----------

9 参议院議員選挙の投票が休日に行われる場合に・・・《略》・・・

【旧】		
一万五千人未満		
一万五千人以上 二万人未満	九六七、五三八	九八六、三三〇
二万人以上 三万人未満	一、一四四、四八三	一、一六六、九二九
三万人以上	一、二八九、一〇四	一、三一三、三七七

【新】		
投票の翌日 開票区の 選挙人の 数	平日	休日
千人未満	円 二六二、三五五	円 二六六、五三一
千人以上 二千人未満	三七二、六九三	三七九、二一八
二千人以上 三千人未満	四九三、六六〇	五〇二、五三四
三千人以上	六〇四、四〇五	六一五、六二八

【旧】

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・《略》・・

開票区の 選挙人の 数	投票の登 日	平	日	休	日
		円		円	
千 人 未 満		一八九、六〇〇		一九三、七七六	

【新】

五 千 人 未 満		
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	七二五、七四七	七三九、三一九
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	八三六、一四〇	八五二、〇六一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇
三 万 人 以 上	一、三一一、九二六	一、三三六、一九九

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものに・・《略》・・

【旧】		
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二九六、二五〇	三〇二、七七五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四〇二、九〇〇	四一一、七七四
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五〇九、五五〇	五二〇、七七三
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	六一六、二〇〇	六二九、七七二
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七二二、八五〇	七三八、七七一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八五三、二〇〇	八七一、九九二
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六
三 万 人 以 上	一、一〇二、〇五〇	一、一二六、三二三

【新】		
開票区の 選挙人の	投票の翌 日	平日 休日

【旧】

【新】

数		
	円	円
千 人 未 満	一八九、八五六	一九四、〇三二
千 人 以 上 二 千 人 未 満	二九六、六五〇	三〇三、一七五
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	四〇三、四四四	四一二、三一八
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	五一〇、二三八	五二一、四六一
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	六一七、〇三二	六三〇、六〇四
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	七二三、八二六	七三九、七四七
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	八五四、三五二	八七三、一四四
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
三 万 人 以 上	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一一

【旧】

11 参议院議員選挙において、投票の翌日において・・・《略》・・・

開票日 開票区の 選挙人の 数	平 日	休 日
千 人 未 満	六四、八一二	二三四、一八八
千 人 以 上 二 千 人 未 満	六八、〇七九	三三二、七二九
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	八〇、七三二	四四〇、六五六
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	八四、四〇六	五三九、六〇四
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	九七、四二五	六四七、八九七
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	一〇〇、七四七	七四六、四九三
一 万 五 千 人 以 上	一一四、三三八	八七六、五三〇

【新】

11 参议院議員選挙において、投票の翌日において・・・《略》・・・

【旧】		
二 万 人 未 満		
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	一二五、三八三	一、〇三五、七七九
三 万 人 以 上	一八七、〇五四	一、一七一、五五二

【新】		
開票日 開票区の 選挙人の 数	平 日	休 日
	円	円
千 人 未 満	七二、四九九	二四二、一一五
千 人 以 上 二 千 人 未 満	七六、〇四三	三四一、〇六八
二 千 人 以 上 三 千 人 未 満	九〇、二一六	四五〇、六五〇
三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	九四、一六七	五五〇、〇一〇
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	一〇八、七一五	六五九、九六七

【旧】

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、・・・《略》・・・

開票区の選挙人の数	金額
	円
千人未満	一六九、三七六
千人以上 二千人未満	二六四、六五〇
二千人以上 三千人未満	三五九、九二四
三千人以上 五千人未満	四五五、一九八

【新】

一万人以上 一万五千人未満	一一二、三一四	七五八、九七五
一万五千人以上 二万人未満	一二七、四七五	八九〇、七四七
二万人以上 三万人未満	一三九、六三八	一、〇五一、三二四
三万人以上	二〇八、三八八	一、一九四、二八一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、・・・《略》・・・

【旧】	
五千人以上 一万一人未満	五五〇、四七二
一万人以上 一万五千人未満	六四五、七四六
一万五千人以上 二万人未満	七六二、一九二
二万人以上 三万人未満	九一〇、三九六
三万人以上	九八四、四九八

【新】	
開票区の選挙人の数	金額
	円
千人未満	一六九、六一六
千人以上 二千人未満	二六五、〇二五
二千人以上 三千人未満	三六〇、四三四

【旧】

- 13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第・・・《略》・・・
- 14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたも・・・《略》・・・
- 15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の・・・《略》・・・

：

（選挙会経費及び選挙分会経費）

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、・・・《略》・・・

選 挙 会 又 は 選 挙 分 会	金	額
		円

【新】

三 千 人 以 上 五 千 人 未 満	四五五、八四三
五 千 人 以 上 一 万 人 未 満	五五一、二五二
一 万 人 以 上 一 万 五 千 人 未 満	六四六、六六一
一 万 五 千 人 以 上 二 万 人 未 満	七六三、二七二
二 万 人 以 上 三 万 人 未 満	九一一、六八六
三 万 人 以 上	九八五、八九三

- 13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第・・・《略》・・・
- 14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたも・・・《略》・・・
- 15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の・・・《略》・・・

：

（選挙会経費及び選挙分会経費）

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、・・・《略》・・・

【旧】	
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五七、六四九
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一六三、三八〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一九三、一一〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一二一、九九九

【新】	
選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	円 六八八、八八五
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一九一、三〇五

【旧】

- 2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千八百円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万八千九百九十三円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十万七千三百五十二円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万五千九百九十三円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。
- 3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万二千六百七十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千三百四十円、二級地にあつては五万七千四百九十九円、三級地にあつては五万五千八百六十六円、四級地に

【新】

参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、六八八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一五五、〇六三

- 2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万三千九百九十円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万五千五百五十八円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万七百五十九円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十八万三千二百六十六円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。
- 3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四万五百九十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八万千八百八十円、二級地にあつては七万四千四百三十八円、三級地にあつては六万九千四百九円、四級地にあつては五万六

【旧】

あつては四万五千八十五円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げ・・・《略》・・・

選挙 都道府県 の世帯数		衆議院小選挙区選出議員選挙 又は参議院選挙区選出議員選 挙		衆議院比例代 表選出議員選 挙又は参議院 比例代表選出 議員選挙	
		都及び大都市 のある道府県	その他の県		
		円	銭	円	銭
一	三十万未満		一	四八	三七
二	三十万以上 四十万未満		一	四八	三八
三	四十万以上 五十万未満		一	四七	三七
四	五十万以上 七十万未満	四六	二六	四六	〇一
五	七十万以上 百万未満	四五	九八	四五	八一
六	百万以上	四三	六一	四三	四七

【新】

千十四円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げ・・・《略》・・・

| | | | |

2 前項の表のうち第一号から第五号までに属する・・・《略》・・・

選挙 都道府県の世帯数		衆議院小選挙区選出議員選挙 又は参議院選挙区選出議員選挙				衆議院比例代表選出議員選挙 又は参議院比例代表選出議員選挙	
		都及び大都市のある道府県		その他の県			
		円	銭	円	銭	円	銭
一	三十万未満		—	五三	一一	一八	五九
二	三十万以上 四十万未満		—	五一	七二	一八	〇六
三	四十万以上 五十万未満		—	五〇	九七	一七	九三
四	五十万以上 七十万未満	五〇	一四	四九	九〇	一七	七一
五	七十万以上 百 万 未 満	五〇	五七	五〇	三九	一七	五三
六	百 万 以 上	四九	一〇	四八	九五	一七	三二

2 前項の表のうち第一号から第五号までに属する・・・《略》・・・

【旧】

- 3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先・・・《略》・・・
- 4 人口密度が希薄なために選挙公報の配布に特に・・・《略》・・・
(候補者氏名等揭示費)
- 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区・・・《略》・・・

候補者数	金額
	円
十四人未満	四二
十四人以上 二十七人未満	六〇
二十七人以上	九一

【新】

- 3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先・・・《略》・・・
- 4 人口密度が希薄なために選挙公報の配布に特に・・・《略》・・・
(候補者氏名等揭示費)
- 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区・・・《略》・・・

候補者数	金額
	円
十四人未満	四六
十四人以上 二十七人未満	六五
二十七人以上	九九

【旧】

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者
数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ご
とに四十九円を加算した額）とする。

候 補 者 数	金 額
	円
百 人 未 満	一二九
百 人 以 上 百 五 十 人 未 満	一八八
百 五 十 人 以 上 二 百 人 未 満	二三七
二 百 人 以 上 二 百 五 十 人 未 満	二八六
二 百 五 十 人 以 上 三 百 人 未 満	三三三
三 百 人 以 上 三 百 五 十 人 未 満	三八二
三 百 五 十 人 以 上	四三一

【新】

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者
数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ご
とに五十三円を加算した額）とする。

【旧】

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者
数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ご
とに二十三円を加算した額）とする。

【新】

候 補 者 数	金 額
	円
百 人 未 満	一四〇
百 人 以 上 百 五 十 人 未 満	二〇四
百 五 十 人 以 上 二 百 人 未 満	二五七
二 百 人 以 上 二 百 五 十 人 未 満	三一〇
二 百 五 十 人 以 上 三 百 人 未 満	三六一
三 百 人 以 上 三 百 五 十 人 未 満	四一四
三 百 五 十 人 以 上	四六七

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者
数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ご
とに二十五円を加算した額）とする。

【旧】

候補者数	金額
	円
百人未満	六五
百人以上 百五十人未満	九五
百五十人以上 二百人未満	一一八
二百人以上 二百五十人未満	一四四
二百五十人以上 三百人未満	一六七
三百人以上 三百五十人未満	一九二
三百五十人以上	二一六

【新】

候補者数	金額
	円

【旧】

- 4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出・・・《略》・・・
- 5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出・・・《略》・・・
- 6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前・・・《略》・・・

衆議院名簿届出政党等の数	金額
	円

【新】

百 人 未 満	七〇
百 人 以 上 百 五 十 人 未 満	一〇三
百 五 十 人 以 上 二 百 人 未 満	一二八
二 百 人 以 上 二 百 五 十 人 未 満	一五六
二 百 五 十 人 以 上 三 百 人 未 満	一八一
三 百 人 以 上 三 百 五 十 人 未 満	二〇八
三 百 五 十 人 以 上	二三四

- 4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出・・・《略》・・・
- 5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出・・・《略》・・・
- 6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前・・・《略》・・・

【旧】					
十	四	未	満	四二	
十	四	以	上	六〇	
二	十	七	未		
二	十	七	以	上	九一

7 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙・・・《略》・・・（ポスター掲示場費）

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数）が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額）とする。ただし、その構造が特別

【 新 】				

7 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙・・・《略》・・・（ポスター掲示場費）

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数）が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに四千七十円を加算した額）とする。ただし、その構造が特別

【旧】

のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区市町村 区画数	区	市	町	村
	円	円		円
九 未 満	一四、八五〇	一三、七五〇		一二、六五〇
九 以 上 十 三 未 満	一八、一五〇	一七、〇五〇		一五、九五〇
十 三 以 上	二一、四五〇	二〇、三五〇		一九、二五〇

【新】

のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区市町村 区画数	区	市	町	村
	円	円		円
九 未 満	一八、一五〇	一七、〇五〇		一五、九五〇
九 以 上 十 三 未 満	二二、二二〇	二一、一二〇		二〇、〇二〇
十 三 以 上	二六、二九〇	二五、一九〇		二四、〇九〇

【旧】

（演説会施設公営費）

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する・・・《略》・・・

開催の時間		金額
平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	円 九、五六三
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二六、〇一一
休日		二七、三一九

【新】

（演説会施設公営費）

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する・・・《略》・・・

開催の時間		金額
平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	円 一〇、六六八

【旧】

- 2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。
- 3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電・・・《略》・・・
- 4 前項の場合において配線の必要があるときは、・・・《略》・・・
- 5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使・・・《略》・・・
- 6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百三十六円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百七十二円、二級地にあつては七百六十七円、三級地にあつては七百四十六円、四級地にあつては六百二円をそれぞれ加算するものとする。
- 7 演説会場の施設について使用料の定めがある場・・・《略》・・・
- ：
- 《略》
- ：

【新】

	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二七、一四八
休	日	二八、四五六

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百五十九円、休日にあつては一万七千六百六十七円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電・・・《略》・・・

4 前項の場合において配線の必要があるときは、・・・《略》・・・

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使・・・《略》・・・

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、五百四十一円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千八十二円、二級地にあつては九百五十二円、三級地にあつては九百二十五円、四級地にあつては七百四十七円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場・・・《略》・・・

：

《略》

：

【旧】

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会・・・《略》・・・

区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都 道 府 県		円	円
	選挙人の数が五十万人未満のもの	一八、〇四五、八〇二	一三、七五五、五九七
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、九三一、九九七	一六、六四一、七六七
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、五九六、一五七	一九、四二八、三三二
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二八、二四〇、五一九	二一、三〇四、八〇九
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三二、二二六、〇七四	二四、三八七、〇四九
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、八八七、〇二二	二八、七七九、〇〇五
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、八六九、〇六二	三五、四三〇、九六〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	五〇、二七七、〇五一	三八、七九五、六六六
	選挙人の数が三百万人以上のもの	七四、九二七、〇八三	五六、三九一、五二八
都道府県の支庁又は地方事務所		四、八七〇、五〇二	三、八二九、五七三
認 定 出 先 機 関		二、五八〇、〇五九	二、〇三一、一七三
大 都 市		一〇、三〇〇、八五八	八、三〇二、〇二五
区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、三〇三、九一九	五、四六五、三九六

【新】

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会・・・《略》・・・

【旧】				
		選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、六八六、八六八	六、八四五、〇一二
		選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五三四、九四七	八、六八九、七五八
		選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、七三一、九七六	一〇、八八三、四五四
市（大都市を除く。 。次項、第三項及 び第七項において 同じ。）		選挙人の数が三万人未満のもの	三、一八五、五四三	二、八一三、二〇八
		選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、三九〇、九六三	三、九三六、五三一
		選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、八一九、五五六	六、一六一、一二四
		選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、八二四、五三九	八、九五九、一四五
		選挙人の数が十五万人以上のもの	一二、二九一、一四五	一一、三二六、七四一
町	村	選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、二二三	二六九、三三二
		選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六三、八八三	三〇三、三二六
		選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七三、二九五	四八三、一六一
		選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇六一、九二五	八七六、三八〇
		選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六二二、七四五	一、三七八、四四五
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇六三、三三五	一、七七一、八三七
		選挙人の数が二万人以上のもの	二、四九五、一四三	二、一五七、七八一

【新】

【旧】

【新】

区		分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県			円	円
	選挙人の数が五十万人未満のもの		一八、七八二、四五六	一四、二六二、八四一
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二二、八九三、〇六八	一七、三〇四、三五四
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二六、七五七、三三五	二〇、二三二、二九一
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		二九、六二四、一六七	二二、二五八、五四七
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		三三、八七七、五一一	二五、五三五、九六一
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの		三九、九五二、六九八	三〇、二二七、七九六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四八、四七三、九四七	三七、三〇三、二四五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの		五三、二二二、四九一	四〇、九〇八、二九四
	選挙人の数が三百万人以上のもの		七九、五一九、六六五	五九、五八六、七八六
都道府県の支庁又は地方事務所			四、九四四、九三〇	三、八八九、三四八
認定出先機関			二、六二二、五五八	二、〇六四、八四三
大都市			一〇、三五四、九九八	八、三五三、〇六四
区	選挙人の数が五万人未満のもの		六、五四九、四六二	五、七〇九、三〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		八、〇八四、四九四	七、二四〇、七一八

【旧】

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙

【新】

	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一〇、一三七、六三五	九、二九〇、二四五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一二、五七四、五〇六	一一、七二三、五〇二
市（大都市を除く。 。次項、第三項及び第七項において同じ。）	選挙人の数が三万人未満のもの	三、三一五、四七二	二、九四二、二七四
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、六三一、四二八	四、一七五、九一九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、二一四、三五〇	六、五五四、二七三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一〇、四二五、九二四	九、五五八、三一四
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一三、一二七、三五五	一二、一六〇、三一一
町村	選挙人の数が千人未満のもの	三二四、六二七	二七三、四八四
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六二、九七六	三一一、七五九
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七五、四九一	四九四、四五四
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七七、一九七	九〇〇、一九五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六五四、五二〇	一、四一七、六五四
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一一七、一二一	一、八三〇、九三五
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、五六九、三三三	二、二三三、八二七

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地・・・《略》・・・

【旧】			
		円	円
都 道 府 県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五二九、六五七	七、五四五、五九五
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇七六、六六〇	八、七七五、五六六
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、五九二、五〇三	一〇、八一六、八三二
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一〇〇、九〇二	一一、二三五、五〇八
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇六九、七四二	一二、〇四六、八〇三
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二四九、三七二	一二、一八六、五一五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九四六、一九五	一五、七八八、八三〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、三六〇、一九八	三、三六七、一五〇
認 定 出 先 機 関		二、二三五、〇三二	一、七一八、五〇三
大 都 市		九、三〇三、四〇二	七、三三六、八七〇
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七

【新】

【旧】			
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
市	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九六五、五八二	一、五九七、七二一
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一六二、九三四	一、七二九、二八九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、一九六、〇四四	二、五六一、九一三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三四〇、五〇七	三、五〇二、九二八
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六五四、七八八	三、七二一、七一四
町村	選挙人の数が千人未満のもの	二六七、四〇四	二一八、八七三
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六七、四〇四	二一八、八七三
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四五〇、一一七	三七一、八七五
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八三〇、一八二	六五六、四四五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、二六一、三九二	一、〇二八、二三三
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五二八、七九六	一、二四七、一〇六
	選挙人の数が二万人以上のもの	一、七九六、二〇〇	一、四六五、九七九

【新】			
区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
		円	円
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六四四、九七一	七、六三六、九一五

【旧】

【新】

	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二一〇、六九四	八、八八一、七七二
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、七五六、九八二	一〇、九四七、七四四
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、二七一、五三二	一一、三七一、四八六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、二五二、〇九七	一二、一九二、六〇一
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、四三三、九〇一	一二、三三四、〇〇五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、一八七、五五二	一五、九七九、九一〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、四一二、九五八	三、四〇七、九〇〇
認 定 出 先 機 関		二、二六二、〇七七	一、七三九、三〇一
大 都 市		九、三一五、八六六	七、三四六、六九〇
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
市	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九六八、二一九	一、五九九、八六〇

【旧】

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の・・・《略》・・・

区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都 道 府 県		円	円
	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五七、八二七	七九八、三六〇
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九七、五四〇	八九八、一五五

【新】

町 村	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一六五、八三五	一、七三一、六〇四
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二〇〇、三三一	二、五六五、三四二
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三四六、三二八	三、五〇七、六一七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六六一、〇三〇	三、七二六、六九六
	選挙人の数が千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四五〇、七二一	三七二、三七三
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八三一、二九五	六五七、三二四
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、二六三、〇八三	一、〇二九、六一〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五三〇、八四六	一、二四八、七七六
	選挙人の数が二万人以上のもの	一、七九八、六〇九	一、四六七、九四二

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の・・・《略》・・・

【旧】				
		選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
		選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
		選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
		選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四五七、〇〇七	一、〇九七、七四五
		選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四五七、〇〇七	一、〇九七、七四五
		選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四五七、〇〇七	一、〇九七、七四五
		選挙人の数が三百万人以上のもの	二、三九五、〇八〇	一、七九六、三一〇
都道府県の支庁又は地方事務所		五三八、八九三	三九九、一八〇	
認 定 出 先 機 関		二五九、四六七	一九九、五九〇	
大 都 市		一、三七三、八六〇	一、〇三五、一〇〇	
区		三五七、五八〇	二六三、四八〇	
市	選挙人の数が三万人未満のもの	七五、二八〇	五六、四六〇	
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三一、七四〇	九四、一〇〇	
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二五、八四〇	一六九、三八〇	
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三一九、九四〇	二四四、六六〇	
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三五七、五八〇	二六三、四八〇	

【新】

【旧】			
町	村	選挙人の数が千人未満のもの	—
		選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—
		選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—
		選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、四六〇
		選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、二八〇
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、二八〇
		選挙人の数が二万人以上のもの	七五、二八〇

【新】

区		分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県			円	円
	選挙人の数が五十万人未満のもの		一、〇七〇、六五三	八〇八、〇四〇
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		一、二一二、〇六〇	九〇九、〇四五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの		一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五

【旧】

【新】

		選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
		選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
		選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四二四、一二〇	一、八一八、〇九〇
都道府県の支庁又は地方事務所			五四五、四二七	四〇四、〇二〇
認 定 出 先 機 関			二六二、六一三	二〇二、〇一〇
大 都 市			一、三七五、六八五	一、〇三六、四七五
区			三五八、〇五五	二六三、八三〇
市	選挙人の数が三万人未満のもの		七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		一三一、九一五	九四、二二五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		二二六、一四〇	一六九、六〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		三二〇、三六五	二四四、九八五
	選挙人の数が十五万人以上のもの		三五八、〇五五	二六三、八三〇
町 村	選挙人の数が千人未満のもの		—	—
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの		—	—
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの		—	—
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの		五六、五三五	三七、六九〇

【旧】

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万三千六十八円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百三十四円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等 寒冷地手当の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
	円	円
一級地	二六、一三六	一三、〇六八
二級地	二三、〇〇〇	一一、五〇〇
三級地	二二、三四六	一一、一七三
四級地	一八、〇三四	九、〇一七

【新】

選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
選挙人の数が二万人以上のもの	七五、三八〇	五六、五三五

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万六千二百三十六円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては八千百十八円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
-----------	------	-------------------------------

【旧】

- 5
- 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所に・・《略》・・
- 6
- 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百・・《略》・・
- 7
- 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に・・《略》・・
- :

【新】

寒冷地手当の支給地域		町村
	円	円
一級地	三二、四七二	一六、二三六
二級地	二八、五七五	一四、二八八
三級地	二七、七六四	一三、八八二
四级地	二二、四〇六	一一、二〇三

- 5
- 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所に・・《略》・・
- 6
- 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百・・《略》・・
- 7
- 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に・・《略》・・
- :

【旧】

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千七十三円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在・・・《略》・・・

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定・・・《略》・・・
（在外選挙特別経費）

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について二千百四十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、五百八十九円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百二十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千百九円）とする。

（選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参・・・《略》・・・

一 選挙長	一日につき	一万八百円
-------	-------	-------

二 投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
-------------	-------	---------

【新】

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千二百三十六円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万二千四百円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在・・・《略》・・・

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定・・・《略》・・・
（在外選挙特別経費）

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について千八百七十五円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、七十五円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千二百七十五円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、六百七十五円）とする。

（選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参・・・《略》・・・

一 選挙長	一日につき	一万二千二百円
-------	-------	---------

二 投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
-------------	-------	---------

【旧】

三	共通投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
四	期日前投票所の投票管理者	一日につき	一万千三百円
五	開票管理者	一日につき	一万八百円
六	投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
七	共通投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
八	期日前投票所の投票立会人	一日につき	九千六百円
九	開票立会人	一日につき	八千九百円
十	選挙立会人	一日につき	八千九百円

2 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄・・・《略》・・・

3 第一項の費用の額は、第四条から第六条までに・・・《略》・・・
(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。
）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額について
は、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六
第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費
）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の
額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員
の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額
については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、
一投票区につき千六百二十四円とし、その数が一人を超える場合

【新】

三	共通投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
四	期日前投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
五	開票管理者	一日につき	一万二千二百円
六	投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
七	共通投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
八	期日前投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
九	開票立会人	一日につき	一万百円
十	選挙立会人	一日につき	一万百円

2

選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄・・・《略》・・・

3

第一項の費用の額は、第四条から第六条までに・・・《略》・・・
(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条

最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。
）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額について
は、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六
第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費
）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の
額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員
の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額
については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、
一投票区につき千七百六十一円とし、その数が一人を超える場合

【旧】

には、一人を増すごとに百七十四円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経・・・《略》・・・

：

《略》

：

（再選挙等の経費）

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国・・・《略》・・・

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときにおける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一九三、一一〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同条第二項中「百十万七千三百五十二円」とあるのは「六十七万五千九十三円」とする。

：

《略》

：

【新】

には、一人を増すごとに百八十九円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経・・・《略》・・・

：

《略》

：

（再選挙等の経費）

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国・・・《略》・・・

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときにおける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二六六、六八八」とあるのは「一、二七六、一一八」と、同条第二項中「百十二万七千五百九十九円」とあるのは「六十八万三千二百六十六円」とする。

：

《略》

：

附 則〔令和七年六月四日法律第五〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定（新法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査

【旧】

【新】

又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新法第十三条の三の規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

政治資金規正法

昭和23年 7 月29日法律第194号

改正法令

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

令和 7 年 5 月23日法律第41号

令和 8 年 1 月 1 日 施行

【旧】

○政治資金規正法

〔昭和二十三年七月二十九日号外
法律第百九十四号〕

：
：
《略》
：

（寄附のあつせんに関する制限）

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に・・・《略》・・・

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

【新】

○政治資金規正法

〔昭和二十三年七月二十九日号外
法律第百九十四号〕

：
：
《略》
：

（寄附のあつせんに関する制限）

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に・・・《略》・・・

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、製造その他の行為の委託に係る代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。